

「トイレットペーパー」購入ガイドライン

GPN - GL3A「トイレットペーパー」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、トイレットペーパー（ロール状の製品）を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン¹

トイレットペーパーの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ小さい製品を購入します。なお「原料が古紙パルプ 100%であること」は、最も優先すべき要件です。

- 1) 原料が古紙パルプ 100%であること
- 2) ロール幅が狭いこと
- 3) シングル巻きであること
- 4) 1巻（ロール）の長さが長いこと
- 5) 芯なしタイプであること
- 6) 白色度が過度に高くないこと

3. 情報提供項目²

○カーボンフットプリントとカーボン・オフセット

※「エコ商品ねっと」は、「原料が古紙 100%であること」を満たす商品のみを掲載しています。

※このガイドラインは、社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

1997年11月27日制定

2003年8月27日改定

2014年11月14日改定

2023年6月15日改定

2025年3月13日改定

グリーン購入ネットワーク

¹ 環境負荷削減の観点から重要な取り組みで、規制や法律による取り組みの他、自主的な取り組みが進んでおり、製品を選択するときに優先的に考慮すべき事項。

² 規制や法律等にはなっていないが、先進的な取り組みや今後広がることが期待される取り組みとして、参考にできる事項。

<ガイドラインの背景説明>

1) 原料が古紙パルプ 100%であること

- トイレットペーパーは使用すると二度と再生できないものですから、他の製品以上に古紙利用を最優先すべきだと言えます。日本で生産・消費されるトイレットペーパーは、もともと古紙 100%でつくられた製品が大半を占めており、1988 年頃までシェアは 80%を超えていました。ところが、木材から直接得られたパルプ（以下、単に「パルプ」という）100%でつくられた製品のシェアが徐々に拡大し、古紙製品のシェアが 94 年以降は 70%を切り、現在は 65%程度になっています（なお、パルプと古紙を混合してつくられた製品はごく少量しか出回っていません。）。
- 古紙を再利用することは、ごみを減量化し、焼却や埋立てなどの廃棄物処理による環境負荷を低減することができ、資源の有効利用につながります。ペーパーレス化の伸長や、これまで家庭紙の原料として使われてきた古紙が板紙へ使われるようになってきている等、古紙利用の環境も変わり、トイレットペーパーの原料となる古紙の不足も懸念されますが、国内で発生する古紙を有効利用していくことが大切です。また、パルプの需要は今後世界的に高まることが予想されていますが、植林などを進めてもパルプの供給には限りがあります。森林資源への過度な需要圧力を緩和するためにも、資源としての古紙の役割はますます重要になっています。
- 肌触りや柔らかさなどの品質面から見ても、日本の古紙製品は世界的に極めて質が高いと言われており、トイレットペーパーとして使う限り十分な品質をもっています。更に、古紙製品の方がパルプ製品よりも一般的に安価であり、経済的なメリットもあります。
- これらを総合的に考慮した場合、これまで以上に古紙の回収を促進するとともに、古紙パルプ 100%の製品の使用を推進することが望ましいと考えられます。

(基本原則 2-7 に対応)

<参考>

古紙は、紙の加工工場や印刷工場から出る古紙（産業古紙）と、家庭やオフィスで消費財として最終用途を果たした後に発生する古紙（市中回収古紙）に分けられます。産業古紙は品質が安定しているため従来から利用が進んでいますが、市中回収古紙は一般的に様々な種類の紙が混ざって質が低いために利用が滞ることがあります。よってオフィスや家庭など古紙の発生源での適切な分別と回収を更に進めるとともに、市中回収古紙を使った紙の利用を進めることも有効と考えられます。

2) ロール幅が狭いこと

- 日本の JIS 規格ではトイレットロール幅が 114mm となっていますが、欧州などでは 100mm 幅のロールが一般的に使用されており、最近では日本でも一般的に、幅 100~110mm の商品が取り扱われるようになっています。
- 幅 100~110mm でロールホルダーが対応していれば、省資源の観点から使用上支障がない範囲でロール幅が狭い商品を使用することが望ましいと考えられます。
- ロール幅については、環境負荷低減の観点から業界として標準化、規格化を検討していくことが望まれます。

(基本原則 2-2 に対応)

3) シングル巻であること

- トイレットロールには、「1枚だけを巻いたシングル巻」と「2枚重ねにして巻いたダブル巻」があります。業務用ではシングル巻の利用が広がり、地区によってばらつきはありますが、そのシェアは3割程度まで増加しています。
- 使用時に引き出すペーパー長さは、一般にシングル巻、ダブル巻に関わらず個人の習慣でほぼ決まっているため、1回あたりの紙の使用量はシングル巻の方が2～3割程度少なく³資源の節約になるとともに下水負荷も小さくなります。結果的に環境への負荷を減らすことができるシングル巻を使用することが望ましいと考えられます。また経済的にもメリットがあります。
- 消費者は、「ダブル＝ソフト」、「シングル＝ハード」という従来のイメージを持ち続けている傾向がありますが、現在は「ソフトシングル」が主流であり肌触りなどの品質は、大きく改善されています。
(基本原則 2-2 に対応)

4) 1巻(ロール)の長さが長いこと

- JIS規格では、1巻(ロール)の長さ(m)を27.5m、32.5m、55m、65m、75m、100mと規定していますが、巻き方や紙の強度等の工夫から、「長尺」と呼ばれる、同じ太さの1巻で従来よりも長いトイレットペーパーが広がってきています。
- 芯ありタイプは通常ひと巻60mですが、芯なしタイプは固く巻くために見た目の大きさは同じであっても、一巻130m前後の製品が多く(製品によって100m～180m)、同量で比較するとコンパクトに納まります。例えば、芯ありタイプで12ロールのところを芯なしタイプでは同量が6ロールに納まることになるので、販売にかかる包装が削減でき、製品の輸送にかかる環境負荷を減らすことにもなります。一巻あたりが長いと、使用者にとってはロールを取り替える手間やコストを減らすことができるというメリットもあります。
(基本原則 2-2 に対応)

5) 芯なしタイプであること

- トイレットペーパーの形状は、芯があるタイプと芯がないタイプの2つに大別されます。また、一般的に芯なしタイプといわれる製品には、コア部分の形状によって「ペンシル型」「波型」「フラット型」の3種類があります。芯なしタイプは業務用として利用が増加しています。家庭用は生協などでの取り扱いが進んでいますが、一般小売店での取扱いはまだ少ない状況です。
- トイレットペーパーの芯に使われる紙管は1本あたりおよそ5gで、全国で年間約3万トンが消費されていますが、そのほとんどはリサイクルされずに捨てられているのが現状です。芯の部分の資源節約とごみの削減を進めるためには、芯なしタイプの利用を推進することが有効と考えられます。
(基本原則 2-2 に対応)

6) 白色度が過度に高くないこと

- 古紙製品の白色度は、原料古紙の質によって60～80%程度までばらつきがあります。(一般的な古紙100%製品の白色度は70～80%、パルプ製品の白色度は80～86%程度とされています。)白色度の低い中低級古紙を多く配合した場合、出来上がる製品の白色度も当然低くなります。古紙の利用を拡大していくためには白色度の低い中低級古紙なども利用していく必要があります。

³ 全国家庭用薄紙工業組合連合会の調査(1985年)による。

- 欧州などでは白色度が 50～60%台の商品が一般に見られますが、日本では消費者が白い商品を好む傾向があるため、白色度が 75%前後の製品が製造・販売されています。製品に過度な白色度を求めると、牛乳パックなどの白色度が高く印刷が少ない古紙に原料が限られてしまいます。また、より多くの漂白剤を使用しなければなりません。
- 本来、用途の性格上トイレットペーパーには、過度な白色度は不必要であり、消費者が過度な白色度を求めなくなれば、脱墨剤や漂白剤の使用削減、中低級古紙の利用促進、エネルギーの削減、歩留まりの向上などに貢献し、ひいては生産コストの削減にもつながります。

(基本原則 2-1、2-2 に対応)

<情報提供項目の背景説明>

○カーボンフットプリントとカーボン・オフセット

気候変動対策は 2015 年国連気候会議 (COP15) で採択された「パリ協定」によって「すべて国が取り組む」課題で、IPCC による「1.5℃目標」特別報告書では、2030 年までに世界全体の CO₂ 排出量が減少に転じなければならないことが示されています。気候変動の原因である温室効果ガス (GHG) を、製品ライフサイクル全体で削減するためには、GHG 排出量を知り (排出量の算定)、GHG 排出量を減らして (削減努力の実施)、減らしきれない GHG 排出量をオフセット (埋め合わせ) する手順で取り組むことが大切です。

GHG 排出量を知る方法として、カーボンフットプリントがあります。カーボンフットプリント (CFP) は、製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される GHG 排出量を CO₂ 排出量に換算し、製品やサービスの環境負荷について分かりやすく表示する仕組みです。LCA (ライフサイクルアセスメント) 手法を活用し、環境負荷をグラムなどの重量単位で定量的に算定します⁴。CFP の算定は、事業者がサプライチェーンを構成する企業間で協力して更なる CO₂ 排出量削減を推進することへの貢献、CFP の開示は、「見える化」された情報を用いて、消費者がより脱炭素な消費行動をとることへの貢献が期待されます。ただし、私たちの身の回りにある製品は、同じ製品群に見えても、部品の点数や機能の違いがあります。同じルールに基づいて算定されていても、材料や部品の重量把握方法が統一されていないことや材料や部品の重量から CO₂ への換算方法 (原単位の適用方法) に違いがあること等から、CFP の値のみを比較することには注意が必要です。

製品ライフサイクル全体での CO₂ の算定は、ISO で規格化されている他、日本国内においても「SuMPO EPD (一般社団法人サステナブル経営推進機構)」や「カーボンフットプリント ガイドライン (経済産業省)」等の仕組みやガイドが整備されています。

省エネの実践によっても減らしきれない CO₂ 排出量をオフセット (埋め合わせ) する手法が、カーボン・オフセットです。カーボン・オフセットは、省エネ機器や再生可能エネルギーの導入、適切な森林管理等により、新たに生み出された CO₂ 削減量・吸収量を環境価値化 (クレジット化) し、クレジットを購入することで、残った CO₂ 排出量をオフセットする仕組みです。ともすれば、省エネの実践による CO₂ の削減努力をせずにカーボン・オフセットをすることも考えられますが、社会全体での脱炭素化を促進するためには、削減努力を行い、減らしきれない CO₂ 排出量をオフセットすることが必要となりま

⁴ 製品ライフサイクル全体の環境負荷を、耕作地、牧草地、森林、漁場、二酸化炭素吸収地、生産能力阻害地という 6 つの категорияから定量的に表す概念にエコロジカル・フットプリントがあります。カーボンフットプリントは、エコロジカル・フットプリントの概念のうち、GHG 排出量に絞って環境負荷を可視化したものになります。

参考) エコロジカル・フットプリントとは (NPO 法人エコロジカル・フットプリント・ジャパン <https://ecofoot.jp/what-is-ef/>)

す。GHG 排出削減目標に関する国際的イニシアティブの一つである SBT では、2050 年に向かって必要となる炭素除去のうち 90%以上はバリューチェーン内での削減努力が必要で、残り 10%程度の排出削減困難な排出源（残余）をオフセットする考え方が提唱されています。

カーボン・オフセットする CO₂ 排出量は、製品カテゴリーや企業の削減努力等によってさまざまなため、カーボン・オフセット量の大小を比較することは適切ではありません。

日本では、環境省が「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第 4 版」や「カーボン・オフセットガイドライン Ver.3.0」を策定し、普及を図っているほか、PAS2060 や ISO14068-1 といった規格も整備されています。オフセットするためのクレジットは、日本国内では J-クレジットが主流ですが、クレジットの購入がトン単位となることや、年度を跨いだ活用ができないため、使いきれない余分なクレジット購入が発生する等の課題があり、今後さらなる制度の改善が期待されます。J-クレジット以外にも、地域版 J-クレジット制度や、国際的なカーボンクレジット（CDM、JCM）や民間主導のカーボンクレジット（ボランタリークレジット）もあり、クレジットには、二重計上のないことや追加性があること、持続可能性のモニタリングの実施等、国際水準に合致した品質が担保されていることが求められます。

カーボン・オフセットするためには、製品ライフサイクル全体で排出される CO₂ 排出量を CFP により把握する必要があり、CFP とカーボン・オフセットは密接な関係にあると言えます。

<その他の考慮事項>

○蛍光増白剤の残留について

蛍光増白剤は食品衛生法によって食品や直接食品に触れるものへの添加が規制されています。現在、トイレットペーパーの製造過程で蛍光増白剤は使用されていませんが、古紙に含まれる蛍光増白剤をリサイクルの過程で完全に取り除くことができないため、古紙製品には蛍光増白剤が残留しています。しかし、残留量は極めて少ないので古紙製品の利用を推進すべきです。

○着色・着香・印刷について

着色・着香・印刷の製品は、製造工程における環境負荷が、それを行わないものと比較して大きいとされているため、可能な限り使用しないことが望まれます。着色・着香・印刷が古紙製品の使用量を拡大する手段として行われる場合であっても最低限に留めることが望まれます。

<ガイドラインの新旧対応表>

	新ガイドライン（2025年）	旧ガイドライン（2023年）	改定内容
ガイドライン	1) 原料が古紙 100%であること	1) 原料が古紙 100%であること	変更なし
	2) ロール幅が狭いこと	2) ロール幅が狭いこと	変更なし
	3) シングル巻きであること	3) シングル巻きであること	変更なし
	4) 1巻（ロール）の長さが長いこと	4) 1巻（ロール）の長さが長いこと	変更なし
	5) 芯なしタイプであること	5) 芯なしタイプであること	変更なし
	6) 白色度が過度に高くないこと	6) 白色度が過度に高くないこと	変更なし
情報提供項目	○カーボンフットプリントとカーボン・オフセット		新規追加

エコ商品ねっと登録フォーマット

トイレットペーパー

- ★ 商品は、①家庭用として一般小売店で購入可能な商品、②家庭用として一般小売店で購入できない商品（主に業務用）の2つに分類して掲載されています。
- ★ 分類の中では、①ロール幅が狭い、②シングル巻き、③芯なしタイプ、④白色度が低い、④事業者の50音順に掲載されています。

1. 掲載条件

- 原料が古紙100%であること

2. 登録フォーマット

(1)基礎情報

銘柄名	商品の名称 ※掲載している全ての情報が同じであれば、複数銘柄が記載されています。
事業者名	商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 ※他社が製造した商品を自社ブランドで販売する場合、自社名が記載されません。

(2)環境情報

グリーン購入法の判断基準適合	グリーン購入法の特定調達物品等の判断基準への適合状況 [O]：グリーン購入法の判断基準に適合している []：適合していない（空欄）
古紙パルプ配合率（%）	製造にあたっての古紙パルプ配合率
ロール幅（mm）	ロールの横幅
巻き方	[S]：シングル巻き [W]：ダブル巻き [T]：トリプル巻き
ロール芯の有無	[細]：芯なし・細穴タイプ [太]：芯なし・太穴タイプ [有]：芯ありタイプ
白色度（%）	白さの度合い（数値が大きいほど白い） ※色紙の場合は[-]が記載されています。 ※白色度にばらつきがある場合は、その平均値が記載されています。

(3)機能情報

1ロールの長さ（m）	ロールあたりの長さ ※巻き方が「ダブル巻き」の場合は、2枚分の合計が記載されています。
------------	--

(4)その他の情報

他の環境配慮特記事項 (環境ラベルの取得状況等)	情報提供者から上記以外の環境情報で、特にアピールしたいことがある場合に記載されています。
環境ラベル (エコマーク、CFP、エコリーフ、カーボン・オフセット)	エコマーク認証を取得している場合はエコマーク認定番号を記載する。 CFP、エコリーフの算定を行っている場合は、算定結果を開示しているURLを記載する。 カーボン・オフセット認証を受けている場合は、カーボン・オフセット認証取得取り組み一覧のURLを記載する。

(5)情報提供者問い合わせ先

環境面問合せ先	部署名、TEL、FAX、E-MAIL ※最大3箇所まで
購入時間問合せ先	部署名、TEL ※最大5箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載 (30字)
他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「」で記載 (80字)

3. 分類

No	分類
1	家庭用
2	業務用